

2025年度「所在不明組合員のみなし自由脱退手続き」についての公示

2026年1月5日

大阪よどがわ市民生活協同組合

理事長 薮内 剛

2025年度の所在不明組合員のみなし自由脱退手続きを定款第10条第2項、第3項および第4項ならびに所在不明組合員のみなし自由脱退に関する規約にもとづき、以下の要領ですすめます。

[日程]

| | |
|---------------------|-----------------|
| ・各事業所での公示、機関紙でのお知らせ | 2026年1月5日～1月11日 |
| ・各事業所での閲覧 | 2026年1月5日～2月1日 |
| ・理事会承認 | 2026年3月13日 |
| ・脱退手続き実施日 | 2026年3月20日 |
| ・総代会で報告 | 2026年6月10日 |

[すすめかた・要領]

(対象組合員)

下記に該当する組合員を対象とします。

通知書などの郵送により所在確認を行うが、2期連続して返送され、連絡が取れない組合員。

(公示)

公示は支所・本部および機関紙とします。

(閲覧)

閲覧は支所および本部とします。

(閲覧内容)

閲覧の内容は対象の組合員コード、組合員名、住所、班コード、加入日とします。

(閲覧資格)

閲覧は下記の条件を満たす場合に限ります。

- ① 組合員および組合員と同一世帯に属するものに限ります。
- ② 閲覧希望者が本人および組合員と同一世帯者であることが確認できた場合に限ります。

(閲覧方法)

閲覧希望者は、事前に下記連絡先に申し込みください。各事業所で「閲覧希望者名簿」に記入し、本人および組合員であることを証明するものを提示してください。閲覧にあたり、対象組合員名簿の転記およびコピーはできないものとします。

(閲覧後の処理)

本公示期間終了後、所在が確認できなかった組合員については「みなし自由脱退組合員」とみなし、大阪よどがわ市民生活協同組合定款第10条による「みなし自由脱退手続き」を理事会での議決により行います。その手続き結果は総代会で報告します。

(みなし自由脱退処理後の対応)

「みなし自由脱退」処理後であっても、当該組合員本人からの申し出があれば、組合員としての権利は復活し、出資金は2026年3月20日時点の残高で組合員名簿に登録することとします。

以上

【名簿閲覧お申し込み、お問い合わせ窓口】

TEL 06-6319-3981 経理システム部（月～金、9時～17時）